

令和7年度 基本施策評価シート

基本施策	F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	障害者が		地域でいきいきとした日常生活、社会生活を送っている。
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			161ページ
基本施策主管課名	障害福祉課	関係課名	高齢者すこやか支援課、地域保健課、健康づくり課、子育てサポート課、契約検査課、教育研究所

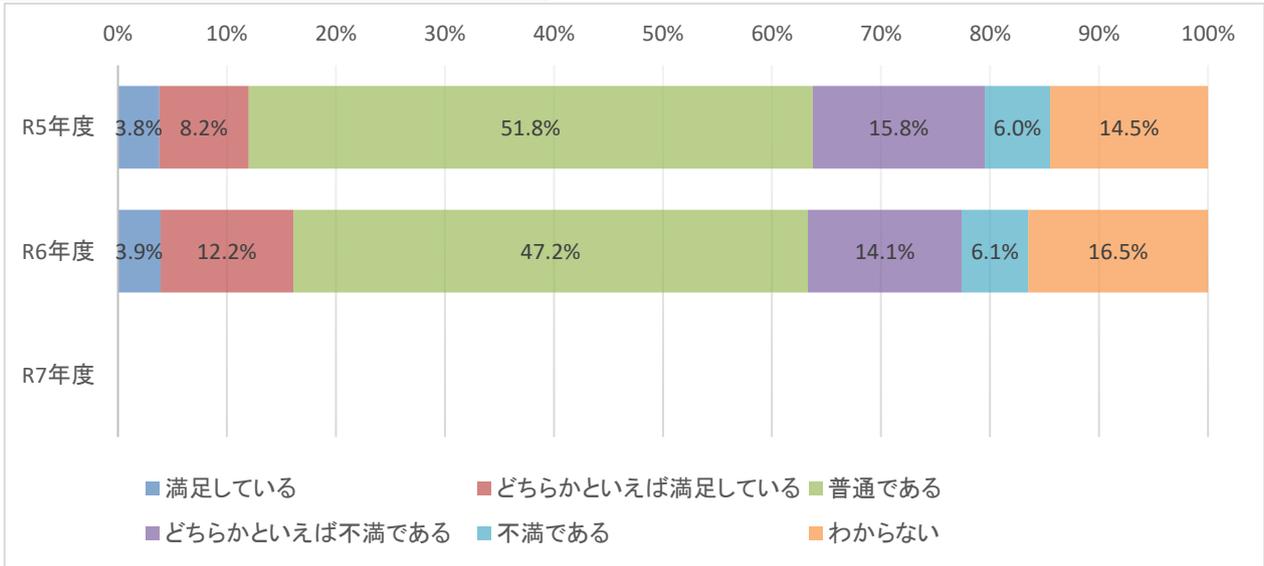
基本施策の総合評価

総括	<ul style="list-style-type: none"> ●基本施策の成果指標である「日中活動系サービスの実利用者数」は6,044人(令和6年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である5,473人を上回っており、基準値である4,542人(令和2年度)から増加傾向にある。 ●「就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障害者数」は、107人(令和6年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である102人を上回り、基準値である77人(令和2年度実績)から増加傾向にあり、障害者の一般就労への移行が進んでいる。 ●「居住系サービス(グループホーム)の実利用者数」は、740人(令和6年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である627人を上回り、基準値である579人(令和2年度)から増加傾向にあり、障害者が支援を受けながら地域での生活を送る環境が充実しつつある。 ●発達障害児等の障害福祉センター診療所における診療待機期間については令和5年度から2.5ヶ月短縮したものの、新規の受診希望者が増加を続けていることにより、診療待機期間が依然として長い状態である。 ●障害者の福祉的就労については、就労継続支援A型の平均工賃について目標値を上回っているものの、就労継続支援B型の平均工賃については横ばいの状況である。 ●障害の重度化、障害者の高齢化や「親亡き後」の生活を見据えた地域生活を支援する拠点の整備ができていない。 <p>以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。</p>
F3-1	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害児等の診療待機期間の解消に向け、障害福祉センターにおける更なる人員体制の見直しや、(仮称)こども発達センターを設置するなど関係機関と連携を図りながら、診療、療育体制の強化を図るための取組みを進める。 ●児童発達支援センターの機能強化を図り、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の充実を図る。 ●在宅の医療的ケア児について、看護や介護を行う家族の休息時間の確保や介護負担の軽減等を図るため、指定訪問看護ステーションの看護師が、家族の代わりに医療的ケアを含む見守りを行う、医療的ケア児レスパイト事業を実施する。
F3-2	<ul style="list-style-type: none"> ●はあと屋については、店舗販売と併せて、市庁舎での販売やイベント等での販売についての情報発信や、ホームページやオンライン販売の商品の充実を図るなどの取り組みを行い、さらなる売上の向上を目指す。 ●障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、障害者施設の取扱い製品一覧の更新や、今までの調達実績についての各課への分かりやすい周知徹底に努め、より一層、優先調達の促進を図るための取組みを行う。 ●障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、障害者と一般企業、障害福祉サービス事業所をつなぐマッチング支援として、「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」を開催する。
F3-3	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点の整備について、緊急時の受け入れ体制や地域の体制づくりなどの機能を検討し、障害者が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点の体制を構築する。 ●長崎市権利擁護・成年後見支援センターをにおいて、障害者相談支援事業所など障害者の権利擁護に取組む他の機関とも連携を図りながら、成年後見制度の周知や利用促進を図る。 ●ピアサポーター養成講座の修了者が、経験者の視点でリカバリー(回復)体験を活かした助言等支援を行い、地域住民等へのメンタルヘルスについての理解促進を行うことで、ピアサポーターが活躍する場を創出・拡大し、社会参加の促進を図る。

二次評価(施策評価会議による評価)

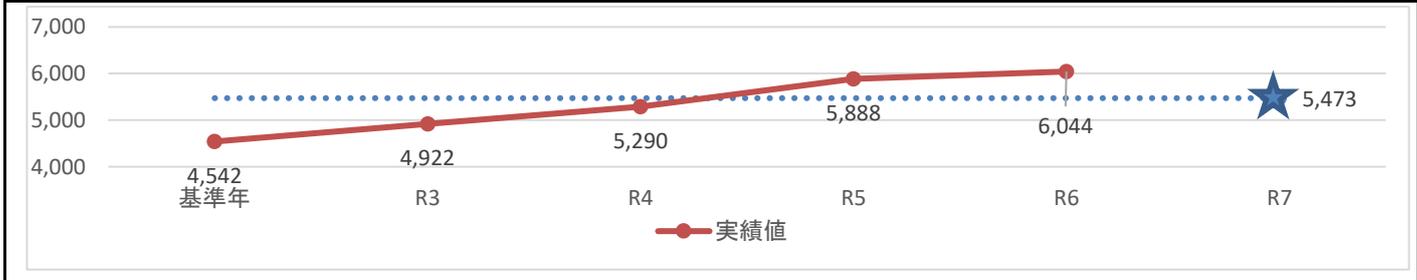
- 【F3-1】 扶助費が増大している現状をふまえ、負担の適正化を検討してほしい。
- 【F3-2】 「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」などのイベントが実際の就労につながっているか可能な限り把握・分析を行い、今後の取組みに活かすこと。
- 【F3-2】 ICT活用支援において、設備投資だけでなく、個人の技能向上にむけた支援にも取り組むこと。

基本施策に対する市民満足度調査結果

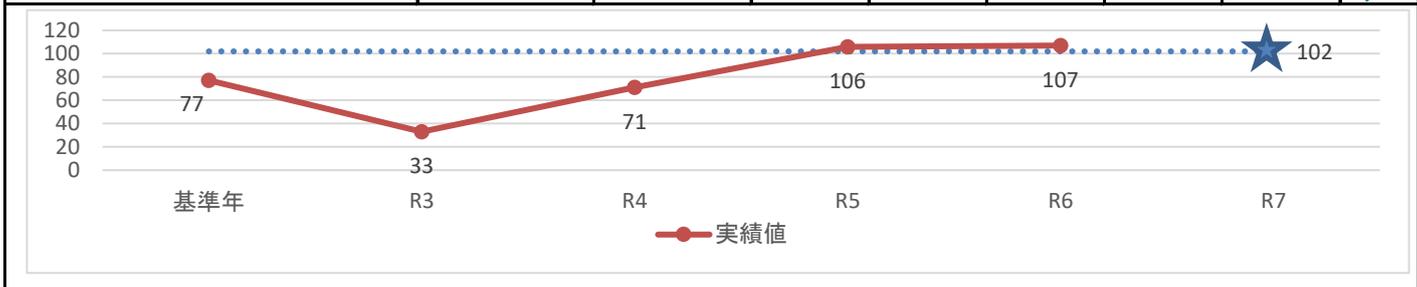


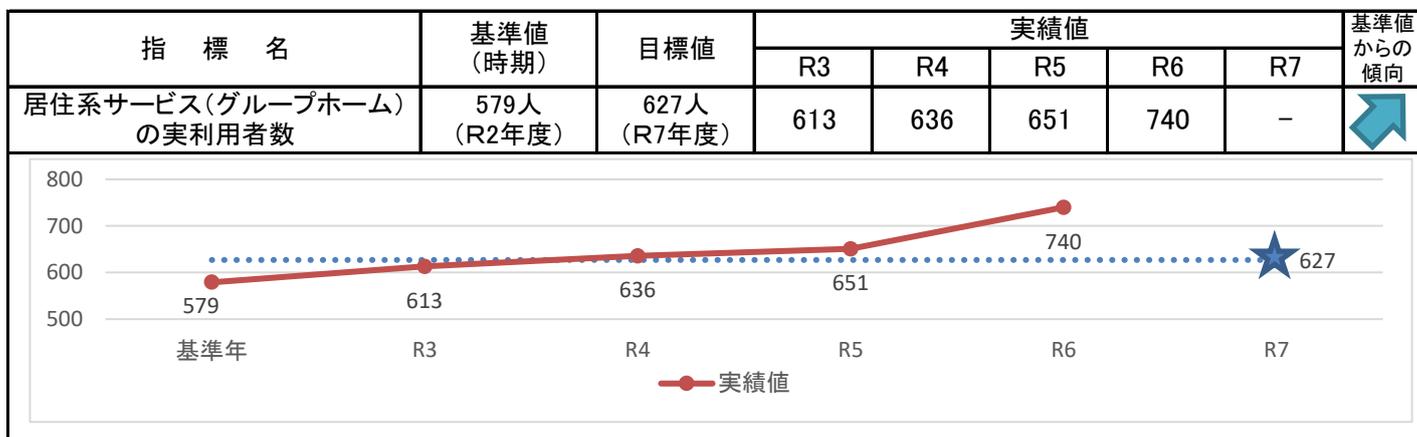
成果指標

指標名	基準値(時期)	目標値	実績値					基準値からの傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
日中活動系サービスの実利用者数	4,542人 (R2年度)	5,473人 (R7年度)	4,922	5,290	5,888	6,044	-	▲



指標名	基準値(時期)	目標値	実績値					基準値からの傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障害者数	77人 (R2年度)	102人 (R7年度)	33	71	106	107	-	▲





年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の強化 ・授産製品販売促進事業(はあと屋)の実施による授産製品の売上増(28,298,905円) ・障害者相談支援事業の実施による障害福祉サービスの利用等の支援(相談件数:54,905件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づく市役所発注実績の増(90,533,714円) ・授産製品販売促進事業(はあと屋)の実施による授産製品の売上増(33,264,851円) ・障害者相談支援事業の実施による障害福祉サービスの利用等の支援(相談件数:55,996件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づく市役所発注実績の増(102,132,043円) ・授産製品販売促進事業(はあと屋)の実施による授産製品の売上増(33,721,040円) ・障害者相談支援事業の実施による障害福祉サービスの利用等の支援(相談件数:59,076件) ・5診体制による診療待機期間の短縮(6.7ヶ月) ・「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」開催による雇用の場の創出(参加者638人) 	

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F3-1	障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	障害者が		必要な時期に適切な療育・サービスの提供を受けている。
個別施策主管課名	障害福祉課		

成果

① 障害福祉サービスの質の向上と提供

- 障害福祉サービス事業所等の数(805事業所、令和5年度770事業所)及び利用者数(10,909人、令和5年度10,425人)は共に増加しており、サービス提供体制の充実につながっている。
- 事業所については、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定等に基づき指定を適正に行うとともに、各種法令や通知等についての周知や障害福祉サービス事業所等に対する実地指導を行うなどの取組みにより、障害福祉サービスの質の向上につながった。
- 基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会の専門部会において、障害福祉サービス事業所等に対する研修会や事例検討会等を開催し、事業所職員の支援スキルの強化を図ることにより、サービスの質の向上につながった。

② 診療所の受け入れ体制の充実

- 障害福祉センター診療所の小児科において、令和6年度から常時5人の医師が診察する体制を確保し、発達障害児等の診療を8,632人(R5年度8,098人)、協力医療機関も含めた市内での診療を10,192人(R5年度9,429人)実施したことにより、診療待機期間が令和5年度から2.5ヶ月短縮された。
- 保育所、幼稚園、認定こども園を対象に、専門スタッフによる巡回相談を155箇所(R5年度155箇所)実施し、障害の早期発見・早期療育につながった。
- 1歳6か月児健康診査2,229人(R5年度2,312人)、3歳児健康診査2,447人(R5年度2,460人)、発達健康診査57人(R5年度65人)を行い、その中で発達が気になるなど診察が必要な幼児315人(R5年度360人)を、障害福祉センター等の専門医療機関に紹介することにより早期発見、早期療育につなげた。また、5歳児健康診査の実施に向けて、医療機関等の関係者及び庁内関係課と協議しながら、支援が必要な子どもや保護者へのフォロー体制を含めて事業の検討を行い、令和7年度から5歳児健康診査を開始することとなった。
- 障害福祉センター診療所において、発達障害児等の相談件数や診療数が増加しているため、令和7年度からの看護師や相談員など専門職員の増員に向けた検討や協議を行い、令和7年年度からクラーク1人、相談員1人を増員することとし、障害の早期発見、早期療育のための体制整備を図った。

③ 相談支援体制の充実

- 市内5箇所の事業所において委託相談支援事業を実施し、59,076件(R5年度55,996件)の相談に対応し、日中活動系サービスの実利用者数が6,044人(R5年度5,888人)に増える等、障害福祉サービスの利用等の必要な支援につなげることができた。
- 地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを中心に、指定相談支援事業所等に対する指導・助言や人材育成の支援等に向けた取組みを進め、地域における相談支援体制の強化につながった。

問題点とその要因

① 障害福祉サービスの質の向上と提供

- 障害福祉サービス事業所数及び利用者数は増えているものの、介護職員の人材不足が原因で、相談支援専門員や生活支援員等の人材確保や人材定着が進んでいないため、就労継続支援A型事業所やグループホームについては、利用者の増に伴い定員数が不足することが見込まれる。
- 障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、一部のサービスに新規参入する事業者が増加していることにより、障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供の質にばらつきが生じている。

② 診療所の受け入れ体制の充実

- 障害福祉センター診療所について、医師を増員し、受け入れ体制の充実を図ったことで、診療待機期間が短くなったものの、昨今は子どもの成長に不安を抱える保護者が増加傾向にあることから、新規の受診希望者が多い状況が続いており、現状の人員体制では早期の受診が困難であることから、令和6年度の平均診療待機期間は6.7月(R5年度9.2月)と依然として長い状況である。

③ 相談支援体制の充実

- 委託相談支援事業所における相談件数は年々増えており、また、障害の重度化、障害者の高齢化などに伴い、相談内容も複雑化していることにより、既存の委託相談支援事業所だけでは対応が困難なケースが増えている。
- 基幹相談支援センターを設置したが、他の事業所への助言や人材育成等の専門的な業務を担う人員の確保が困難であるため、相談支援体制の強化を図るための十分な対応を行える体制がとれていない。

今後の取組方針

① 障害福祉サービスの質の向上と提供

継続	●定員数の不足など提供体制が不足しているサービスについては、国庫補助制度を活用し整備を促進する。
継続	●障害福祉サービス等の事業所に対して、国や県等が開催する各種研修等の情報を随時提供するほか、障害者自立支援協議会の専門部会や、基幹相談支援センターを活用して、研修会や事例検討会等を開催するなど、相談支援のスキルの向上の機会を提供する。
継続	●在宅の医療的ケア児について、看護や介護を行う家族の休息時間の確保や介護負担の軽減等を図るため、指定訪問看護ステーションの看護師が、家族の代わりに医療的ケアを含む見守りを行う、医療的ケア児レスパイト事業を実施する。

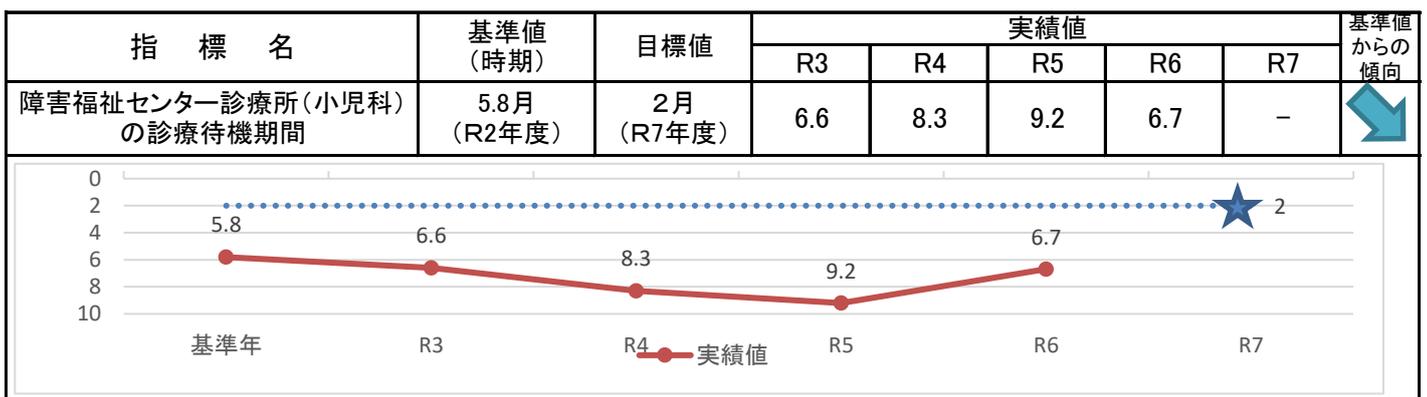
② 診療所の受け入れ体制の充実

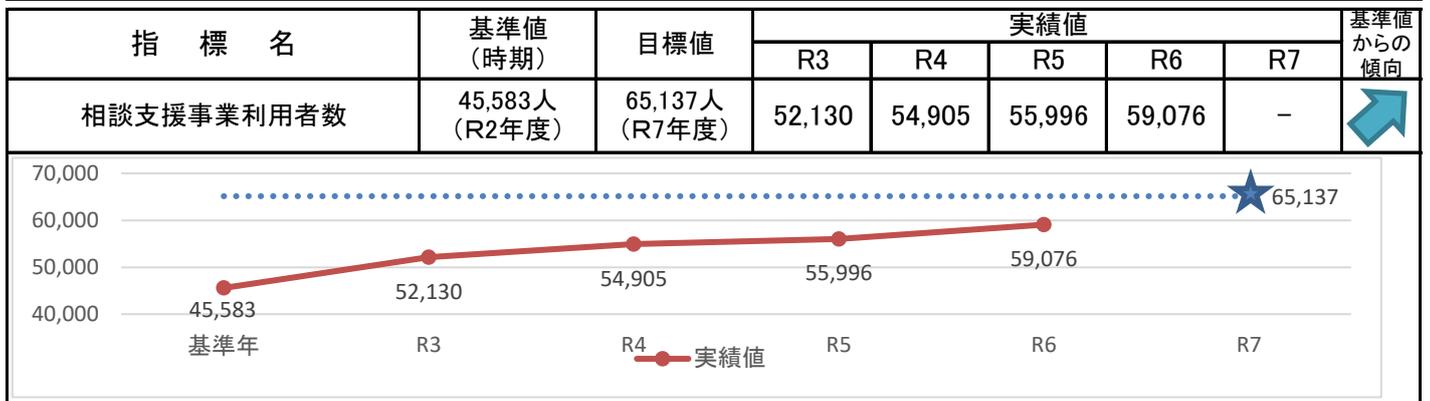
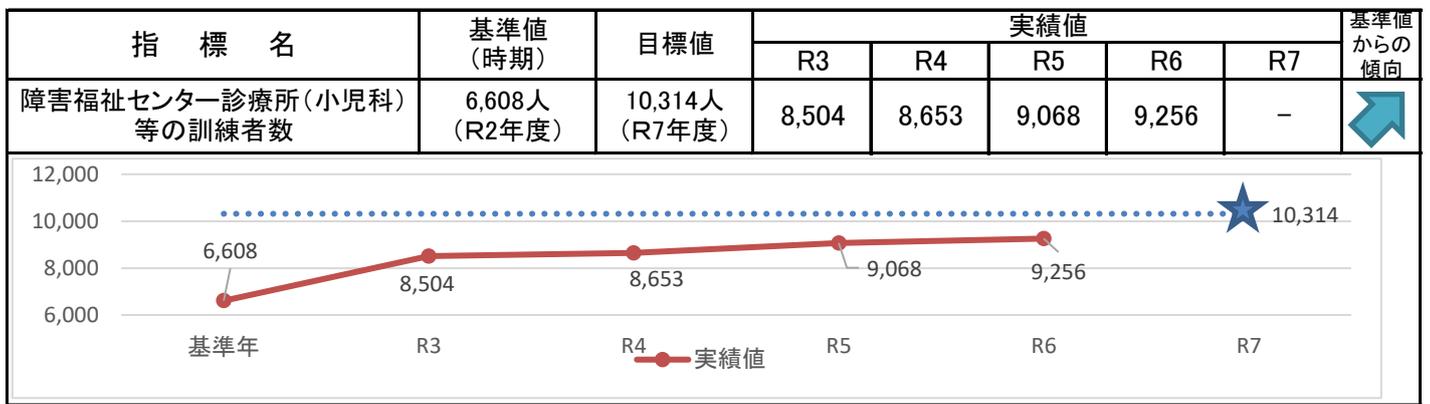
継続	●障害福祉センター診療所の小児科において、診療待機期間の解消を図るため常時5人の医師が診察する体制を確保するとともに、更なる人員体制の見直しや診察室増設の改修、電子カルテの導入を行うなど、より効果的な診療、療育体制を構築するための取組みを進め、関係機関との協力、連携を図りながら診療待機期間の解消を図る。
継続	●発達障害児等の相談件数が年々増加しており、障害福祉センターにおける診療待機期間が長い状況が続いているため、附属機関の「長崎市障害者施策推進協議会」の専門委員等に意見を聴きながら、(仮称)こども発達センターの設置や待機解消を図るための取組みを進める。
継続	●児童発達支援センターさくらんぼ園において、保育所等に通う障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援等を実施する。また、長崎市に4箇所設置する児童発達支援センターにおいて、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図るため、地域障害児支援体制強化事業を実施する。
新規	●令和7年度から開始した5歳児健康診査において、こどもの発達に関する相談や小学校就学に向けた支援を行い、必要な場合は早期療育につなげるとともに、その後の支援体制についても引き続き検討を行う。

③ 相談支援体制の充実

継続	●市内5箇所の委託相談支援事業所の相談件数が年々増加していることから、令和7年度から委託相談支援事業所を1箇所増やして計6箇所とする予定であり、委託相談支援事業所の現状や課題等を把握し、事業所数や体制の見直しを進める。
継続	●基幹相談支援センターにおいて、専門的な業務を行う人員の確保を図り、センターの機能を充実させるとともに、相談員の質を高める研修等を実施することなどにより、相談支援体制の更なる強化を図る。

成果指標





施策を推進する主な事業

事業名 担当課	障害福祉センター運営費 診療所費		障害福祉課
成果指標	障害福祉センター診療所(小児科)等の訓練者数		 【長崎市障害福祉センター】
目標値	10,314人		
実績値	9,256人		
達成率	89.7%		
成果指標・ 目標値の説明	訓練数が増加することで希望に応じた適切な支援を受けられる人が増え、早期療育につながるため、成果指標とした。 過去の実績などから必要訓練数を算定し、10,314人を令和7年度の目標値とした。		
事業目的	障害児・者を診断・評価し、療育やリハビリテーションを行う。また、関係機関と連携して必要な支援を行うことで、障害児・者の地域社会への適応と生活向上を図る。		
事業概要	心身に障害がある、又はその疑いがある児童等に対し、医師又は専門スタッフによる診療、療育・リハビリテーションを実施する。		
取組実績	発達障害に係る診療・訓練実績 ・診療数(障害福祉センター)8,632人 (協力医療機関)1,560人 ・新患者数(障害福祉センター)766人 (協力医療機関)184人 ・訓練数(障害福祉センター)9,256人 (協力医療機関)4,804人		
	決算(見込)額	133,630,400 円	

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します
2025年度に めざす姿	対 象	意 象 図
	障害者が	希望や能力に応じた就労をしている。
個別施策主管課名	障害福祉課	

成果

① 障害者雇用の場の確保

● 障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、障害者と一般企業、障害福祉サービス事業所をつなぐマッチング支援として、「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」を開催し、来場者638人、12社の一般企業、30社の障害福祉サービス事業所等が参加し、障害者の雇用の促進につながった。

● 障害者の新しい就労の形態を拓げるため、新市庁舎において遠隔操作でコミュニケーションができるテレワークロボットを試行的に導入し、障害の特性により外出が難しい方に自宅からロボットを操作して来庁者への案内等の業務に従事してもらうことで、障害者の雇用の場の創出につながった。

● 障害者優先調達推進法に基づき、障害者雇用促進法に規定する法定雇用障害者数(同法に基づく障害者の雇用義務がない事業者は1人)以上を雇用している市内業者を障害者雇用認定事業者として登録し、公契約において432件(令和5年度403件)の優先発注を行ったことで、障害者を雇用する事業者の支援を通じた障害者雇用の場の確保につながった。

● 本市において、毎年、障害者を対象とした職員募集(正規、非正規)を行い、職員として採用することで、障害者の雇用の場の確保につながった。(障害者雇用率 R5年度:2.9% R6年度:2.93%)

② 福祉的就労の充実・強化、一般就労への移行促進

● 福祉的就労を提供する就労継続支援事業所(A型・B型)の利用者数は2,250人(R5年度1,903人)と伸びており、一般就労が困難な障害者の就労の機会の充実につながっている。また、就労継続支援A型においては、令和6年度の報酬改定により、目標工賃達成加算など工賃の増加に寄与する加算が創設されており、市から事業所への加算の周知を行い、工賃の向上を図っている。なお、就労継続支援A型の平均賃金については目標値を上回っているものの、就労継続支援B型の平均工賃については横ばいの状況である。

● 障害者優先調達推進法に基づき、市役所における障害者就労支援施設等からの物品等の優先調達に取組み102,132,043円(令和5年度90,533,714円)の発注を行ったことで、障害者就労支援施設等の製品の購入等を通じて福祉的就労を充実させることにつながった。令和5年度から令和6年度の増加率は12.81%であり高い増加率となった。

● 障害者就労支援相談所において、ハローワークなど関係機関と連携し、一般就労を希望する障害者に対して就労相談支援や雇用準備支援、情報提供等の就労支援に取り組み、10人(令和5年度5人)の一般就労へつなげた。

● 就労移行支援サービス等を利用して一般就労に移行した障害者の職場への定着を図るため、就職先や関係機関等との連絡調整や環境変化により生じた課題に関する相談、指導等を行う就労定着支援を引き続き行い、11人(R5年度7人)が就労定着支援を利用し、障害者が就職先で安定して就労を続けることにつながった。

③ 授産製品の受注拡大

● 福祉的就労を行う障害者を支援するため、授産製品販売促進事業として「はあと屋」を運営し、店舗販売をはじめ、市庁舎内やイベント会場等における移動販売、オンライン販売を実施するとともに各種メディアやSNS等における授産製品のPR活動を行い、はあと屋全体で33,721,040円(R5年度33,264,851円)、うち企業等からの受注額7,789,840円(R5年度8,299,114円)を売り上げ、障害者就労支援施設等の授産製品の売上げ拡大と物品等の優先調達の増加に寄与した。

問題点とその要因

① 障害者雇用の場の確保

●障害者雇用認定事業者への優先発注については、事業者への登録推進に取り組み、27者(R5年度28者)の登録があったものの、目標値の30者には至っていない。

●障害者雇用を検討している企業が障害福祉サービス事業所で行われている就労訓練の実態を知らず、事業所も企業がどのような人材を求めているか分からないことなどにより、事業所から企業への雇用につながらない。

② 福祉的就労の充実・強化、一般就労への移行促進

●企業が求める人材と支援や配慮を必要とする障害者とのマッチングがうまく進んでいないため、就労支援相談所を通じて一般就労へ移行した障害者が少ない。

③ 授産製品の受注拡大

●はあと屋については、市庁舎内やイベント会場等における移動販売を積極的に展開するなど、全体の売り上げは感染症流行時の落ち込みから回復したものの、商品のPRが不足していることなどから、はあと屋店舗の売り上げは微増となっている。

今後の取組方針

① 障害者雇用の場の確保

継続 ●障害者雇用認定事業者への優先発注については、事業者への登録推進や庁内への優先発注推進に係る周知啓発等に取り組むことにより、障害者雇用認定事業者の増を目指し、障害者雇用の場の拡大につなげる。

継続 ●障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、障害者と一般企業、障害福祉サービス事業所をつなぐマッチング支援として、「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」を開催する。

② 福祉的就労の充実・強化、一般就労への移行促進

継続 ●障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、障害者施設の取扱い製品一覧の更新や、今までの調達実績について各課に分かりやすく説明するなどの周知徹底に努め、より一層、優先調達の促進を図るための取組みを行う。

継続 ●障害者就労支援相談所においては、ハローワーク、就労系障害福祉サービス事業所、企業などの関係機関と連携し、福祉的就労から一般就労への移行促進も含めた支援に取り組み、就労意欲と能力のある障害者が1人でも多く就職できるよう努める。

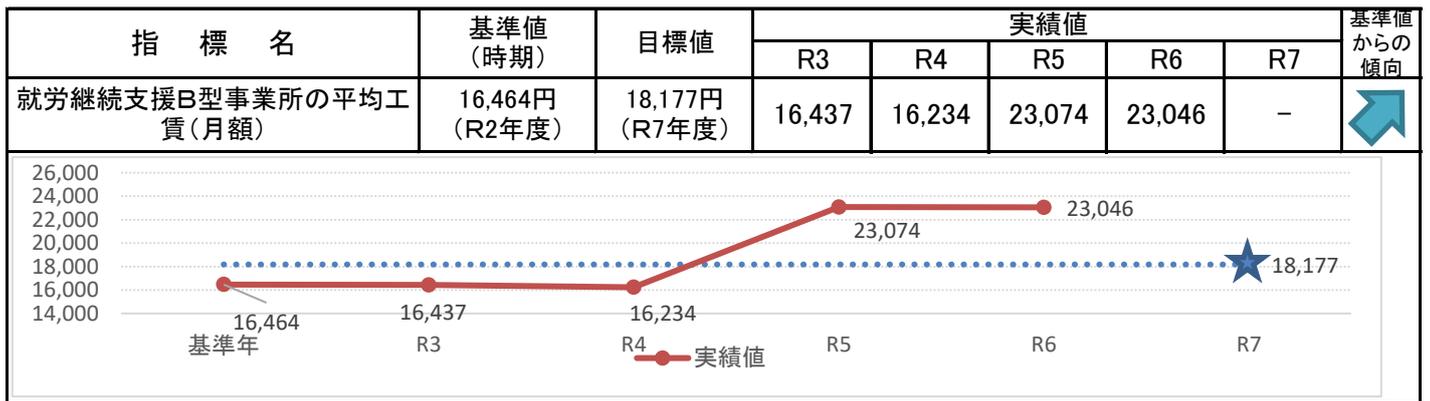
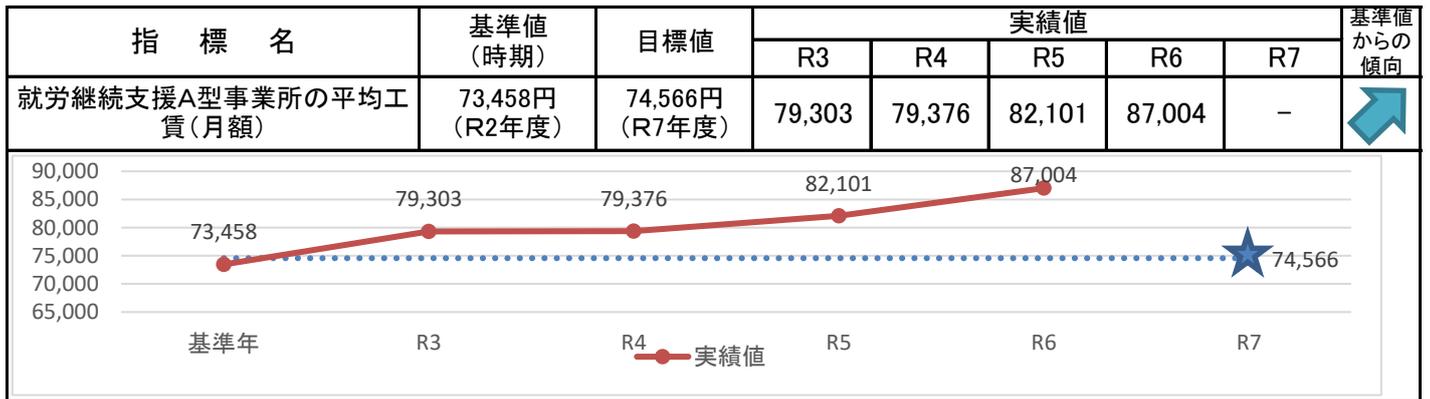
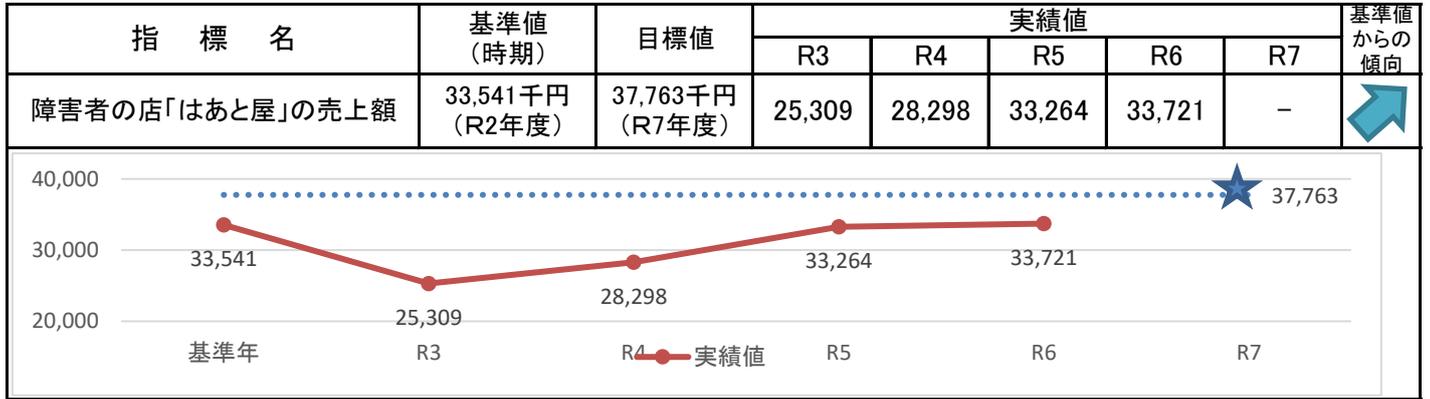
継続 ●就労定着支援サービス事業所の新規参入を推進し、一般就労へ移行した障害者を対象として、生活面の課題を把握し、就労先の企業や関係機関等との連絡調整や問題解決に向けた支援を行う。また、障害者を雇用する側である企業に対して、サービスの周知を図ることで、障害者の一般就労に対する理解を促す。

新規 ●本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスである就労選択支援が令和7年10月から開始されることに伴い、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択をするためのサービスを活用できるよう周知を図る。

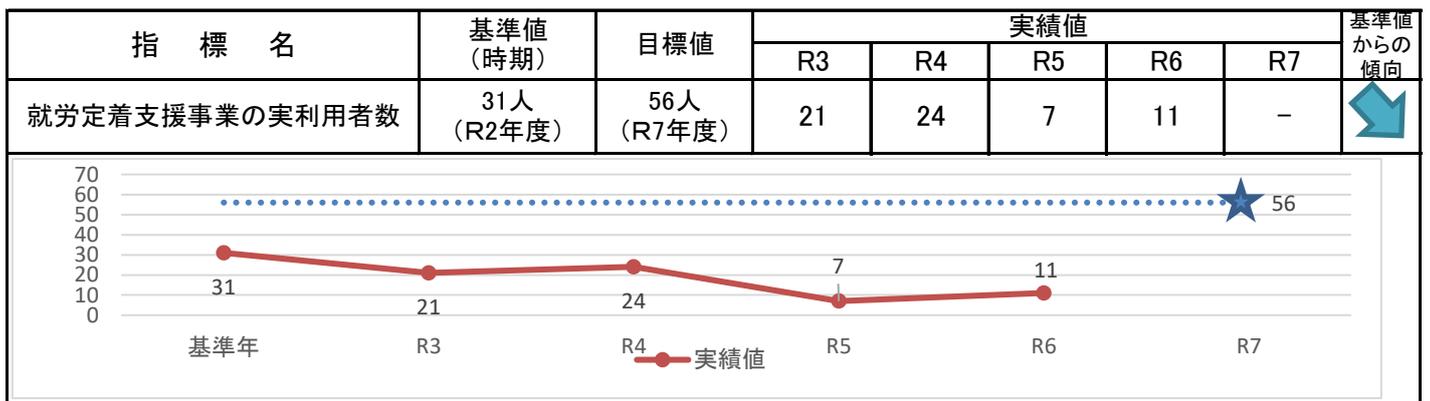
③ 授産製品の受注拡大

継続 ●はあと屋については、顧客動向の調査・分析や積極的なPR活動を展開することで、新たな客層の取り込みとリピーターによる店舗販売の売上増加をめざす。また、多数の来客を見込める市庁舎での販売会や各所での販売イベントを企画し、それに伴うホームページやSNS等を活用した情報発信を行うとともに、オンライン販売の充実を図るなどの取組みを行う。

成果指標



※令和5年度から平均工賃の算出方法を変更したため、R5実績値を修正。



施策を推進する主な事業

	事業名 担当課	授産製品販売促進事業	障害福祉課
	成果指標	障害者の店「はあと屋」の売上額	 <p>【はあと屋常設店舗】</p>
	目標値	37,763千円	
	実績値	33,721千円	
	達成率	89.3%	
1	成果指標・ 目標値の説明	<p>授産製品促進事業である「はあと屋」の売上額のアップは、授産工賃アップにつながるため、成果指標とした。</p> <p>令和2年度の売上額を基準として、平成29年度から令和元年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度2.4%増を目標値とした。</p> <p>※令和2年度の売上額にはコロナ禍を要因とする特殊な売上があり、今後はその売上は見込むことができないため、決算額から当該売上額を除いた額を基準値とする。</p>	
	事業目的	障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上げ向上、授産工賃アップを図る。	
	事業概要	市内の就労支援事業所等が製造した商品等を集約する常設店舗「はあと屋」又はその移動店を開設・運営し、販売やPR、受注活動等を行う。	
	取組実績	・売上額 33,721,040円 ・常設店舗年間延べ来店者数 26,251人	
		決算(見込)額	13,810,500円

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F3-3	障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
2025年度に めざす姿	対 象	意 図
	障害者が	住まいを確保し、自立して生活している。
個別施策主管課名	障害福祉課	

成果

① 障害者の住まいの確保、地域生活への移行と定着

●グループホームについては、国庫補助制度である障害者福祉施設整備事業の活用はなかったが、運営主体が独自に事業所を整備したことにより、全体の定員数が631人(R5年度612人)に増加した。

●障害者の、病院や施設での生活から地域での生活への移行を支援するため、住まいの確保に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行などを行う地域移行支援や、一人暮らしを始めた障害者等との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等への訪問による対応等を行う地域定着支援を合わせて25人(R5年度26人)に提供することで、障害者が地域で自立した生活を送ることにつながった。

●長崎市手話言語条例(平成31年4月1日施行)に基づき、障害者(ろう者)の生活に必要な手話への理解促進及び普及を図るため、中学校11校(R5年度 中学校13校、小学校1校)で手話講座を実施するとともに、小学生向けの手話教室を3回開催し、合計27人が参加(R5年度4回、参加者計37人)することで、ろう者に対する理解と手話への関心を高め、将来的な手話の普及につなげることができた。

●障害福祉センター及び長崎市障害福祉課に手話通訳者を計4人配置したこと、また、手話通訳者派遣依頼に1,571件(R5年度1,482件)対応したことで、ろう者が行政サービスの利用や通院などの日常生活上必要な場面でコミュニケーションをとることにつながった。

② 成年後見制度の利用促進

●障害者の成年後見制度の利用を促進するため、後見人等の活動に要する費用を10件(R5年度6件)助成することで、障害者の財産管理等の支援につながり、障害者が安心できる暮らしの実現に寄与した。また、長崎市権利擁護・成年後見支援センターにおける障害者に関する相談件数は64件(R5年度5件)であり、令和6年度から成年後見支援業務委託を開始したことにより大幅に増加した。

③ 地域生活支援拠点の整備

●障害の重度化、障害者の高齢化や「親亡き後」の生活を支援する体制を整備するため、自立支援協議会等において地域生活支援拠点の整備について協議を行った。また、基幹相談支援センターにおいて、特に緊急時の受け入れ体制の整備の機能等について他都市の情報収集等を行うことで、地域生活拠点の整備に向けた検討を進めることができた。

問題点とその要因

① 障害者の住まいの確保、地域生活への移行と定着

●グループホームについては、事業用地の確保及びその後の運営には周辺住民の理解や協力が必要であるが、周知する機会が提供されていないこと等により、障害者への十分な理解が進んでいない。

●病院や施設、関係機関等における地域生活への移行に係る理解は進んでいるが、住まいやサービスの提供体制を確保することが難しく、地域生活へ移行する人数は伸び悩んでいる。

② 成年後見制度の利用促進

●後見人等の活動費の助成を行っているものの、成年後見制度や報酬助成についての周知が十分でないことにより、成年後見制度自体が市民や事業者等に十分に浸透していない。

③ 地域生活支援拠点の整備

●障害者地域生活拠点について、関係機関との協議が調っていないこと等により、障害の重度化、障害者の高齢化や「親亡き後」の生活を見据えた地域生活を支援する拠点の整備が進んでいない。

今後の取組方針

① 障害者の住まいの確保、地域生活への移行と定着

継続	●令和6年度から、グループホームなど居住系の施設において、概ね1年に1回以上、利用者やその家族、地域の関係者などが参画する地域連携推進会議の開催及び当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられたため、その仕組みを活用することなどにより、障害者施設や障害者に対する理解を促進する。
継続	●今後とも、ろう者が支障なく日常生活及び社会生活を営むことができ、「ろう者」と「ろう者以外の者」が共に生きる地域社会の実現をめざし、学校以外でも講座等の機会を設け、手話に対する理解を促進する。
継続	●障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域移行制度の周知を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援を引き続き提供する。
継続	●ピアサポーター養成講座の修了者が、経験者の視点でリカバリー(回復)体験を活かした助言等支援を行い、地域住民等へのメンタルヘルスについての理解促進を行うことで、ピアサポーターが活躍する場を創出・拡大し、社会参加の促進を図る。

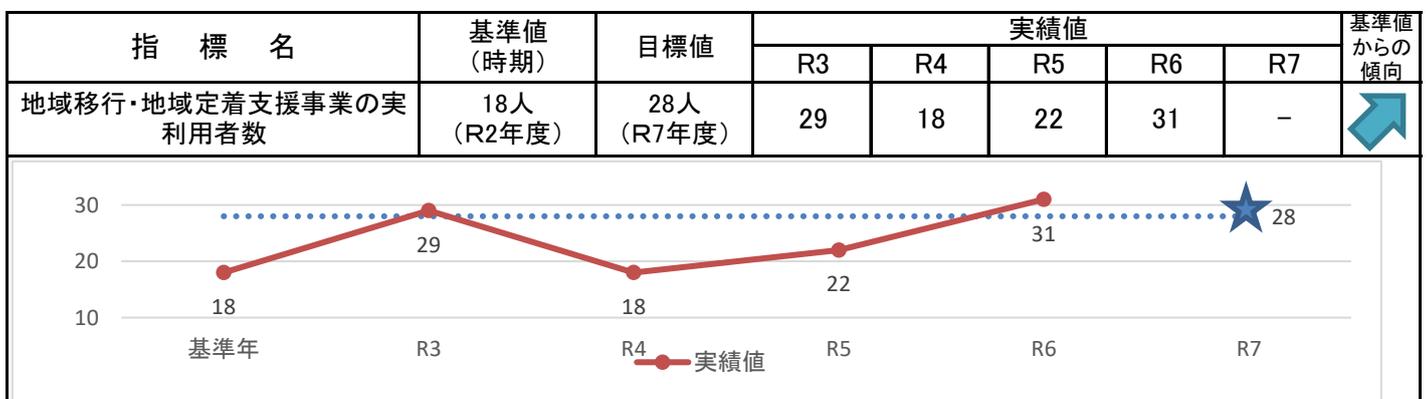
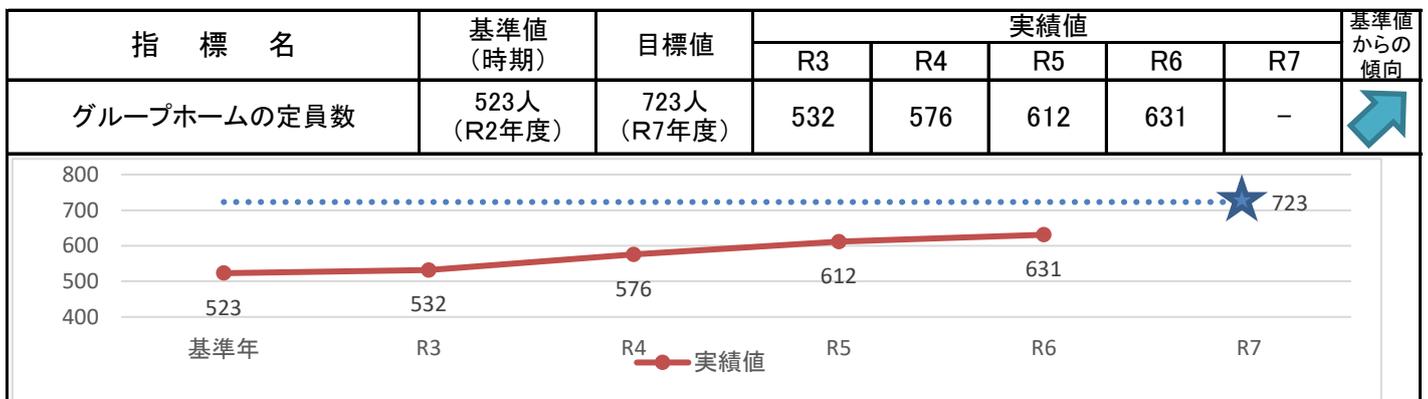
② 成年後見制度の利用促進

継続	●成年後見制度や報酬助成について、障害者自立支援協議会などの場を活用して、事業者等に対する制度の周知を図る。
継続	●長崎市権利擁護・成年後見支援センターにおいて、障害者相談支援事業所など障害者の権利擁護に取り組む他の機関とも連携を図りながら、成年後見制度の周知や利用促進を図る。

③ 地域生活支援拠点の整備

継続	●自立支援協議会や基幹相談支援センター等と協議を進め、緊急時の受け入れ体制や地域の体制づくりなどの機能を検討し、地域生活支援拠点の体制を構築する。
----	---

成果指標



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	地域相談支援給付費	障害福祉課
	成果指標	地域移行・地域定着支援事業の実利用者数	
	目標値	28人	
	実績値	31人	
	達成率	110.7%	
	成果指標・ 目標値の説明	地域移行・地域定着支援の利用者を増やすことで、施設入所者等の地域生活への移行が図られるため、成果指標とした。 令和2年度から毎年度2人増を目標値とした。	
	事業目的	病院や施設を退所して地域で生活をしたい障害者等が自立して地域で生活するために必要な支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。	
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 住居の確保等の相談、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。 ・地域定着支援 常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の訪問・対応等を行う。 	
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 延べ利用者数 32人 ・地域定着支援 延べ利用者数 212人 	
	決算(見込)額	2,444,165	円